

3月村議会定例会報告

村議会定例会が3月6日・7日・8日の3日間開かれ、条例改正等26案が審議され、いずれの議案も原案どおり可決されました。

2019年度当初予算

◆2019年度一般会計並びに国民健康保険、介護保険、合併処理浄化槽設置管理事業、後期高齢者医療、簡易水道事業の各特別会計の新年度予算が審議され、原案どおり可決されました。一般会計の予算総額は20億3400万円、2018年度と比較して1億1000万円、5.7%の増額となりました。

◆介護保険特別会計補正予算(第2号)

(内容)歳入歳出予算の総額から1094万5000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億6074万8000円とするものです。

◆合併処理浄化槽設置管理事業特別会計補正予算(第2号)

(内容)歳入歳出予算の総額から1190万7000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5955万5000円とするものです。

補正予算

◆一般会計補正予算(第5号)

(内容)歳入歳出予算の総額にそれぞれ520万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を21億3054万3000円とするものです。

◆国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

(内容)歳入歳出予算の総額に277万7000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7819万円とするものです。

条例改正等

◆東秩父村自治基本条例制定について

(内容)本村における各主体の役割や責任を明らかにし、村政運営の基本的事項を定めることにより、村民主体のむらづくりを協働して推進し、自治の発展を目的とするものです。

◆東秩父村移住体験施設の設置及び管理等に関する条例制定について

(内容)東秩父村移住体験施設を運営するものです。

◆東秩父村歯科口腔保健の推進に関する条例制定について

(内容)歯科口腔保健の推進に関する法律(平成23年法律第95号)に基づき、本村が行う歯科口腔保健の推進に関する施策の基本事項を定め、村民の生涯にわたる健康の保持及び増進を図るものです。

◆東秩父村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容)平成30年8月10日に提出

された人事院勧告に準拠するため、職員の給与を改定するものです。

◆村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容)職員同様に村長及び教育長の期末手当を改正するものです。

◆東秩父村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容)職員同様に議会議員の期末手当を改正するものです。

◆東秩父村総合振興計画審議会条例の一部を改正する条例制定について

(内容)東秩父村総合振興計画審議会委員を公募による者にも任命できるように改正するものです。

◆東秩父村重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容)埼玉県の重度心身障害者医療費支給事業補助金交付要綱の改正に伴い、重度心身障害者

医療費支給事業に所得制限が導入されるため、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について

(内容)学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行により、本条例の一部を改正するものです。

◆東秩父村奨学資金貸付基金条例の一部を改正する条例制定について

(内容)授業料の推移に比して昭和62年改正以来貸付額が据え置かれており、奨学資金の貸付額を増額し事業の促進を図るものです。

◆東秩父村文化財保存施設等の設置及び管理条例の一部を改正する条例制定について

(内容)ふるさと文化伝習館分館を地域おこしの一拠点として推進するため、文化財保存施設から廃止し普通財産として活用す